

議案第 3 2 号

令和 6 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度美浦村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 7 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 5, 5 4 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 1 1 日提出

美浦村長 中 島 栄

3 月 2 1 日原案の通り議決

美浦村議会議長 下 村 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		171,892	1,543	173,435
	1 後期高齢者医療保険料	171,892	1,543	173,435
3 繰入金		51,592	△2,420	49,172
	1 一般会計繰入金	51,592	△2,420	49,172
歳 入 合 計		226,426	△877	225,549

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		219,986	△877	219,109
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	219,986	△877	219,109
歳 出 合 計		226,426	△877	225,549

歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	171,892	1,543	173,435
3 繰入金	51,592	△2,420	49,172
歳 入 合 計	226,426	△877	225,549

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連 合納付金	219,986	△877	219,109			△877	
歳 出 合 計	226,426	△877	225,549			△877	

2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 特別徴収保険料	118,476	△7,370	111,106
2 普通徴収保険料	53,416	8,913	62,329
計	171,892	1,543	173,435

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 保険基盤安定繰入金	48,081	△2,420	45,661
計	51,592	△2,420	49,172

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分特別徴収 保険料	△7,370	5 現年度分特別徴収保険料 △7,370
1 現年度分普通徴収 保険料	8,913	5 現年度分普通徴収保険料 8,913

1 保険基盤安定繰入 金	△2,420	5 保険基盤安定繰入金 △2,420

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者医療広域 連合納付金	219,986	△877	219,109			△877	
計	219,986	△877	219,109			△877	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	△877	2 後期高齢者医療広域連合納付金 △877
		18 負担金補助及び交付金 △877
		5 負担金
		3 茨城県後期高齢者医療広域連合保険料納付金 1,543
		5 茨城県後期高齢者医療広域連合保険基盤安定納付金 △2,420